
平成23年第1回大和町議会定例会会議録

平成23年3月8日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	瀬 戸 善 春 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	三 浦 春 喜 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総務 まちづくり 課長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会計課長	浅 野 雅 勝 君
財 政 課 長	千 坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬 戸 啓 一 君	総務 まちづくり 対策官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産業振興課 企業誘致 対策官	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 幹	佐々木 とみ江
班 長	瀬 戸 正 志		

【議事日程】

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

日程第 2 「議案第 19 号 平成 23 年度大和町一般会計予算」(説明)

日程第 3 「議案第 20 号 平成 23 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第 4 「議案第 21 号 平成 23 年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第 5 「議案第 22 号 平成 23 年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第 6 「議案第 23 号 平成 23 年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第 7 「議案第 24 号 平成 23 年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第 8 「議案第 25 号 平成 23 年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第 9 「議案第 26 号 平成 23 年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第 10 「議案第 27 号 平成 23 年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第 11 「議案第 28 号 平成 23 年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

日程第 12 「議案第 29 号 平成 23 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」

日程第 13 「議案第 30 号 平成 23 年度大和町水道事業会計予算」

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前 9 時 58 分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定によって、7 番秋山
富雄君及び 8 番堀籠日出子さんを指名します。

日程第 2 「議案第 19号 平成 23 年度大和町一般会計予算」

- 日程第 3 「議案第 20号 平成 23 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」
日程第 4 「議案第 21号 平成 23 年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」
日程第 5 「議案第 22号 平成 23 年度大和町宮床財産区特別会計予算」
日程第 6 「議案第 23号 平成 23 年度大和町吉田財産区特別会計予算」
日程第 7 「議案第 24号 平成 23 年度大和町落合財産区特別会計予算」
日程第 8 「議案第 25号 平成 23 年度大和町奨学事業特別会計予算」
日程第 9 「議案第 26号 平成 23 年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」
日程第 10 「議案第 27号 平成 23 年度大和町下水道事業特別会計予算」
日程第 11 「議案第 28号 平成 23 年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」
日程第 12 「議案第 29号 平成 23 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」
日程第 13 「議案第 30号 平成 23 年度大和町水道事業会計予算」
日程第 14 「予算特別委員会の設置について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 2、議案第 19号 平成 23 年度大和町一般会計補正予算から日程第 13、議案第 30号 平成 23 年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

前日に引き続き、朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

それでは 57 ページでございます。5 款農林水産業費につきましてご説明申し上げます。

1 項 1 目農業委員会費でございますが、農業委員会の開催、活動に要する経費及び後継者対策としての結婚相談活動等に要する経費を計上いたしております。

主なものでございますが、1 節は農業委員 16 名の報酬。

次ページ、58 ページでございます。

8 節は結婚アドバイザー等への謝礼、9 節は農業委員の費用弁償や研修旅費等でございます。

11節の印刷製本費は農業委員会だよりの発行に係るもの、12節の手数料は登記事項証明書等のオンライン交付手数料に係るもの、13節は農地法等に基づく権利移動の許認可などのもとなる農家基本台帳システム更新に係るもの、14節は農業委員研修等の車借上料でございます。

19節負担金は県農業会議のほか5団体へ、補助金は認定農業者連絡会と町農業者年金加入者協議会への助成となっております。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

それでは2目農業総務費につきましてでございますけれども、農業総務費のほか宮床基幹集落センター、町民研修センター、吉田ふるさとセンター、落合ふるさとセンターの四つの施設管理に要する経費を計上いたしております。

主なものでございますが、7節賃金につきましては宮床期間集落センター等の作業員、清掃員の賃金、11節需用費につきましては各施設の燃料費と光熱水費のほか小破修繕に要する経費でございます。

12節役務費は通信費及び施設の火災保険料でございます。

13節委託料につきましては町民研修センター窓口業務、清掃業務、巡視業務、ふるさとセンターの管理業務及び各4施設の防火設備等の保守点検業務の委託料及びふれあい農園の管理委託料でございます。

19節は社団法人みやぎ原種苗センターと鳴瀬川水系さけ、ます増殖協会への負担金でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

それでは3目の農業振興費でございます。農業振興費につきましては農業の振興、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業、中山間地域の振興

を図る事業等に要する経費となっております。

主なものにつきましては60ページ、次のページをお開き願います。

1節は農業振興地域整備促進協議会18名分の報酬、9節につきましては認定農業者研修旅費等、16節原材料費でございますが鶴巣地区タナゴ生育環境保全事業に伴う原材料第、19節負担金につきましては農地・水・農村環境保全向上活動事業ほか負担金3件、補助金につきましては黒川地域農作物病害虫防除推進協議会への補助金及び中山間地域等直接支払交付金等が主なものでございます。

61ページでございます。

4目畜産業費でございますが、町畜産振興協議会を通じた畜産農家への研修支援等に要する経費でございます。

主なものとしたしましては、19節の町畜産振興協議会負担金のほか補助金としましては町肉用牛素牛保留促進特別事業絵への助成及び繁殖牛子牛事故共助事業補助でございます。

23節は高齢者等肉用牛貸付事業によります国庫への返還金でございます。

25節は肉用牛貸付事業によります満期を迎える牛の返還に基づく償還金の積み立て金でございます。

5目農地費につきましては農地に関する事業の推進、県障害防止対策事業、八志田堰用水路改修事業等に要する経費を計上いたしております。

主なものとしたしましては、7節につきましては直沢、もみじヶ丘ため池等周辺の除草に係る賃金でございます、16節は農道管理補修用敷き碎石等の原材料費、19節負担金は県土地改良事業団体連合会、それから62ページでございますが、八志田堰用水路改修事業、県営ため池等整備事業経済効果算定費ほかの負担金。また補助金としましては大和町土地改良区排水機場の洪水調整に対します一部助成と宮床宮田ため池修繕費助成でございます。

28節につきましては農業集落排水事業特別会計への繰出金に係るものでございます。

6目水田農業構造改革対策費でございますが、主な施策概要4ページもあわせてご参照をお願いしたいと思います。水田農業推進に要する費用でございます、戸別所得補償制度の本格実施等に要する経費等を計上いた

しております。

7節は転作等の確認調査立会の賃金、9節は転作視察研修旅費、13節は戸別所得補償対応電算システムプログラムの変更に係る業務委託料、14節は先進地視察研修車借上料等でございます。

次に63ページでございます。

19節の補助金、水田農業構造改革対策推進費は水田農業ビジョン推進事業等補助でございます。水田営農条件整備事業につきましては転作用機械等の導入補助でございます。

次に2項林業費1目林業振興費につきましては林業の振興、森林の整備、森林病虫害防除対策ほか森林の持つ多面的機能維持に向けた事業展開に係る経費を計上いたしております。

7節は林道補修賃金、13節は森林管理巡視業務等委託料でございます。15節は林道横断溝設置工事に係るもの、19節は負担金でございますが、県林業振興協会ほかの負担金。

次のページ、64ページでございます。

補助金につきましては民有林育成対策推進事業費、森林整備活動支援交付金等でございます。

6款商工費についてご説明申し上げます。

1項1目商工総務費につきましては商工関連部門におきます一般管理経費となっております。

2目商工振興費につきましては商業・工業振興、企業誘致活動に係る経費でございます。商業振興費といたしましては商工会の活動支援、中小企業振興資金融資制度の運用、大和まるごと市などに要する経費。工業振興は立地企業への側面的支援等に要する経費の計上でございます。企業誘致費といたしましては新エネルギー等普及促進助成金に要する経費となっております。なお、新エネルギー利用促進事業につきましては主な施策の概要4ページをあわせご参照お願いいたします。

それでは、9節旅費につきましては東京、名古屋での企業立地セミナーや企業訪問に係る職員の旅費、11節につきましては企業等連絡懇話会の際の食糧費等でございます。

次、65ページでございますが、13節につきましては仙台北部中核工業団地のり面除草業務に係るもの、15節はリサーチパークの歓迎看板の撤去に

係るもの、19節の負担金につきましては町中小企業振興資金保証料のほか3団体に係る負担金でございます。補助金につきましてはくろかわ商工会活動助成、企業立地奨励金、新エネルギー利用促進助成金等を計上いたしましたものでございます。

21節貸付金につきましては町中小企業振興資金、町小企業小口資金預託金に係るもの、22節の補償金につきましては町中小企業振興資金損失補償料、町小規模企業小口資金に係る損失補償料の計上でございます。

3目観光費につきましては本町の一大イベントでありますまほろば夏まつり、お立ち酒全国大会等の開催を初め観光施設の適正な維持管理を図るための経費など本町観光振興対策の推進に必要な経費でございます。

7節は船形山登山道、升沢・七ツ森遊歩道、旗坂野営場の除草、升沢避難小屋の管理人等に対する賃金でございます。

11節はふれあいの里バンガローに対する床修繕などでございます。

次、66ページでございますが、12節は各観光施設の火災保険料等ございまして、13節につきましては七ツ森陶芸体験館など4施設の指定管理委託費及び13カ所に係る公園管理委託に係るものでございます。

14節は山形県尾花沢市で開催されます花笠まつり等の交流参加の際のバスの借り上げに要する費用でございます。

19節の負担金につきましては、みやぎまるごとフェスティバル出店などの負担金、補助金につきましては大和町観光物産協会等への助成でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

続きまして67ページ、7款土木費についてご説明を申し上げます。

1項1目土木総務費でございますが、用地対策事務及び各種協会等の負担金等に要するものでございます。

11節需用費につきましては法令の追録代、参考図書のほか境界杭の購入代、収入印紙の購入代等に要するものでございます。

12節役務費は登記事項証明の発行手数料及び災害の際の状況等を現場から携帯電話を使って写真映像を役場の方に転送して、それで現場の状況の把握と迅速な対応を図るための携帯電話2台の使用料を計上いたしてございます。

13節委託料につきましては国土調査訂正用の用地測量図作成等に要するものでございます。

14節の使用料は仙台法務局用務時の駐車場の使用料及び建設物価の著作権使用料等でございます。

19節負担金及び交付金につきましては道路協会ほか13団体への負担金となっております。

68ページをお開きいただきます。

続きまして2項1目の道路維持費でございますが、道路修繕、側溝修繕、舗装修繕、街路樹の剪定や除草、道路維持作業車の管理等、町道の維持管理及び街路灯、せせらぎ水路の管理等に要するものでございます。

7節の賃金は、山間部町道除草の地区委託分や街路樹の剪定作業に要する作業員の賃金でございます。

11節需用費の消耗品につきましては土のう袋や除草剤等道路維持作業資材のほかグレーダー、ショベルドーザー、3.5トンダンプの公用車両の消耗品等でございます。燃料費につきましては道路維持管理車両のガソリン代等であり、光熱水費につきましては街路灯及びせせらぎ水路に要する電気、水道料でございます。修繕料につきましては公用車両の車検、修繕費及び街路灯の修繕費でございます。

12節役務費につきましては車検時印紙代及び都市建設課所管車両の自動車損害保険料でございます。

13節委託料につきましては植樹帯の除草業務、街路樹の剪定業務、堆積土砂の撤去作業委託等に要するものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては2トントラックの借上料でございます。

15節工事請負費につきましては町道大角大松沢線及び石倉線の側溝整備に要するものでございます。

16節の原材料費につきましては砕石、アスファルト合材、側溝ふた等の原材料の購入に要するものでございます。

19節の負担金につきましては吉岡吉沢線歩道舗装復旧工事に係る工事負担金でございます。

27節の公課費につきましては3.5トンダンプの自動車重量税でございます。

続きまして2目の道路新設改良費でございますが、町単独事業、国交省の補助事業、防衛省の補助事業に要するもので、主な施策概要書の5ページ、6ページをあわせて参照いただきたいというふうに思います。

7節の賃金につきましては臨時事務補助員に要するもの、11節需用費のうち消耗品につきましてはコピー代ほか積算資料図書の購入、その他一般事務用品でございます。印刷製本費につきましては補助事業の申請時の図面の作成等に要するものでございます。

12節の役務費の手数料につきましては町道柿木線の改良工事に伴います不動産鑑定及び分筆登記に要するものでございます。

13節の委託料につきましては町道高田線及び天皇寺地区の水路改修に係る実施設計に要するものでございます。

14節の土地借上料につきましては升沢線ほか3線に係るものでございます。また、機械借上料につきましては土木積算システム機械借上料でございます。

15節工事請負費でございますが、国交省の補助事業では吉田落合線道路改良及び天皇寺高田線の交通ターミナルの整備に要するもの、防衛補助事業につきましては宮床難波線、小鶴沢線の舗装工事を予定するものでございます。

17節の土地購入費でございますが、町道柿木線の用地費でございます。

22節の物件移転補償費も柿木線に要する支障物件の補償でございます。

70ページをお開きいただきたいと思います。

3目の橋梁維持費でございますが、13節委託料につきましては洞堀橋の支障雑竹木の除去作業に要するものでございます。

4目交通安全施設整備事業費の15節の工事請負費につきましては、交通安全工事として区画線やガードレール等の設置工事を予定するものでございます。

16節原材料費につきましてはカーブミラーや標識等の購入費を予定するものでございます。

3項1目河川費でございますが、吉田川ほか6河川の河川敷の維持管理に要するものでございまして、7節賃金につきましては河川の支障木等撤去作業員の賃金でございます。

11節の需用費につきましては小西川右岸樋門電気料でございます。

13節委託料につきましては洞堀川除草作業業務及び西川樵樋管捜査管理に要するものでございます。

16節原材料費につきましてはオイル吸着マットを購入するものでございます。

19節の補助金につきましては河川愛護会への助成でございます。

4項1目都市計画総務費でございますが、1節報酬と9節の旅費につきましては都市計画審議会3回を予定するものでございます。

7節賃金につきましては都市下水道の清掃に要するものであります。

11節需用費の印刷製本費につきましては地区計画の手引、今回地区計画の変更がございましたのでこれを新たに印刷するものでございます。

13節委託料につきましては用途地域の見直しに伴います都市計画図の作成業務を委託するものでございます。

18節備品購入費につきましては都市計画図の印刷用のA0版のカラープリンターの購入を予定するものでございます。

19節の負担金につきましては全国街路事業促進協議会ほか2団体への負担金であります

25節の積立金につきましては都市整備基金積立金となっております。

続きまして71ページ、2目の下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰出分となります。

3目の公園費でございますが、公園、緑地、緑道の維持管理業務に要するものでございます。

7節賃金は公園の除草清掃作業員の賃金、11節の需用費修繕料につきましては公園遊具、ベンチ等の修繕に要するもの、光熱水費は地区等に委託しております南五福院公園ほか4公園の電気・水道料でございます。

12節役務費の手数料でございますが公園遊具の点検に要するもの、火災保険料はトイレ、東屋への保険料でございます。

13節委託料につきましては都市計画公園、緑地について地域振興公社へ委託するもの、及びもみじヶ丘3号公園ほか4公園及び1公共用地の委託

管理として地元へ委託するものでございます。

15節工事請負費につきましては、城内大堤公園の池周辺が崩れておりますのでその土留め工事を予定するものでございます。

19節の負担金につきましては国営みちのく湖畔公園の公園建設費及び日本公園緑地協会への負担金でございます。

続きまして72ページの5項1目住宅管理費でございます。木造戸建て住宅の73戸及びアパート140戸、合わせて213戸の町営住宅の維持管理に要する経費となっております。

11節需用費の修繕料につきましては雨漏り等の修繕や結露による内装の塗装、クロスの修繕、また排水つまりの高圧洗浄、掲示板の修繕等に要するものでございます。

12節役務費につきましては納入通知書や督促書の発送料、それから給水施設の検査手数料及び火災保険料となっております。

13節委託料につきましては蔵下住宅周辺の低木の除去作業委託、それからアパートの受水槽の清掃委託及び消防設備点検の委託を予定するものでございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては下小路住宅の土地の借上料でございます。

15節の工事請負費につきましては木造住宅2棟の解体を予定するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

続きまして8款消防費であります。

1項1目常備消防費につきましては黒川地域行政事務組合への消防経費の負担となるものであります。

2目非常備消防費につきましては町消防団活動に要する経費の計上となるものであります。

1節および9節は消防団員定員565名に係ります報酬及び費用弁償にな

るものであります。

8節は団長表彰による記念品代等、11節需用費は新任団員に係ります活動服及び半長靴のほかはっぴ等の服装品関係、夏季演習に係る消耗品等になります。

19節は県市町村非常勤消防団員補償報償組合ほか3団体への負担金及び町婦人防火クラブ連合会への助成となるものであります。

3目消防施設費であります。11節は消防自動車、積載自動車、小型動力ポンプ等の燃料代、ポンプ庫の電気代等に係るものであります。

12節はポンプ車等の自動車損害保険料、13節は消防団呼出装置無線保守点検委託のほかもみじヶ丘防火水槽巡視業務委託等であります。

18節の備品購入費につきましては消防用ホースの補充用等なるものであります。

19節は消火栓維持管理への負担金、27節につきましては積載車2台に係ります自動車重量税であります。

4目水防費の8節及び次ページの9節につきましては水防協議会13名の報酬のほか費用弁償等、水防活動への出勤費用弁償の分となるものであります。

74ページであります。11節につきましては水防活動用の新団員へのゴム長靴のほかの水防倉庫備蓄用の土のう等の消耗品関係、16節につきましては水防倉庫用の備蓄資材等になるものであります。

5目災害対策費の1節、9節は防災会議委員15名に対する報酬及び費用弁償、11節は防災訓練の際の消化器のほか各地区の自主防災組織の炊き出し用訓練のアルファ米等の非常食分、自主防災組織への照明、救急工具、救急用品等のセットのほか2万5,000人の安全の日の啓発用の消耗品や災害対策本部の腕章等の補充に係るものであります。

12節は災害時におきます携帯電話や衛星携帯電話、災害時の有線電話等の通信料、13節委託料につきましては家具の転倒防止業務委託、木造戸建住宅耐震診断士派遣業務委託のほか無線局の放送施設保守点検委託等になるものであります。

18節備品購入費は自主防災組織用照明発電装置3台を予定するものであります。

19節は県地域衛星通信ネットワーク市町村等無線局管理費負担のほか木

造住宅耐震改修工事助成金となるものであります。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

それでは75ページをお願いいたします。

9款教育費についてご説明申し上げます。

1項1目教育委員会費につきましては教育委員会の運営に係る費用で、1節、9節は教育委員の報酬及び費用弁償であります。9節の特別旅費につきましては、東北7県教育委員会研修が今回秋田県で開催されますことから、その参加の旅費でございます。

19節負担金としまして仙台管内教育委員会協議会ほか1団体に対する計上であります。

2目事務局費は教育委員会事務局の運営、就学事務、教職員研修、教育相談員、私立幼稚園就園奨励事業等に係る費用で、学力向上支援に要する費用も計上しております。学力向上に関しましては主要な施策概要の6ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

1節につきましては心身障害児就学指導審議会委員の報酬で、4階の開催を予定しております。

7節につきましては教育相談員2名、大和中学校と宮床中学校に配置するものでございます。

76ページをお願いいたします。

8節の報奨金につきましては教職員の各種研修会及び保護者等を対象としました教育講演会に係る講師謝金、サマースクール、ウインタースクール等のボランティアに対する謝礼でございます。賞賜金につきましては教育論文応募者に対するものでございます。

11節の消耗品の主なものといたしまして、児童生徒の家庭学習の習慣化を図るなどの目的により全員に配付します家庭学習ノートの購入であります。印刷製本費の主なものは小学3年生の社会科副読本「私たちの大和町」と町の学校教育について紹介いたします冊子「大和町の学校教育」等

の印刷代であります。

14節につきましては分校児童輸送、特別支援学級移動学習時における車借上料の計上でございます。

19節の負担金はけやき教室を運営しております黒川地域行政事務組合に対するものと7団体に対する負担金であります。補助金につきましては私立幼稚園に通園する庁内居住の通園時に対して助成する幼稚園就園奨励費と幼稚園教育振興費として庁内にある幼稚園に対し助成を行うものであります。

25節につきましては学校校舎建設基金、学校教育振興基金にそれぞれ利子相当分の積み立てを行うものであります。

77ページをお願いいたします。

2項小学校費1目学校管理費につきましては小学校6校、分校1校の施設維持管理及び児童・教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要する費用を計上しております。

1節につきましては学校医14名、薬剤師6名に対する報酬であります。

7節につきましては各小学校の体育館巡視員、プール監視員及び環境整備作業員等の賃金であります。

8節の賞賜金につきましては運動会の賞品及び卒業記念品代に要する費用であります。

11節の主なものとして小学校施設維持管理に要する光熱水費及び燃料費等の計上であります。

12節は電話使用料、プール水検査、火災保険料等の経費についての計上でございます。

13節につきましては児童・教職員の循環器検診等の健康診断、学校業務員9名の業務委託及び学校警備等の業務委託料であります。

14節の機械借上料については印刷機の借り上げと、車借上料としまして陸上記録会、学校間交流事業等の児童輸送に係るものであります。

18節につきましては児童のつくえ、いす等の管理用備品の購入であります。

19節は日本スポーツ振興センター災害共済として学校管理下における児童の災害共済負担金及び5件の各種協議会等団体への負担金であります。

78ページをお願いいたします。

2目教育振興費につきましては教材備品の整備、魅力ある学校図書館づくり、たいわっ子芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業等に係る費用であります。

7節賃金につきましては韓国人児童に対する日本語指導等助手配置に要する賃金の計上であります。

8節の報奨金は吉岡小学校を中心に活動していただいておりますスクールソーシャルワーカーに対する謝金、11節につきましては教示用消耗品のほか、教科書が23年度から全面改定になりますことから教師用の教科書と指導書の後期分の購入と全校児童を対象とした標準学力調査、コンピュータ用消耗品代であります。

13節委託料の主なものといたしましてふるさと雇用再生特別基金や住民に光をそそぐ交付金を活用しました特別支援学級支援員7名、学校図書支援員4名を配置するための委託料であります。

14節はたいわっ子芸術文化鑑賞の児童輸送のための車借上料であります。

18節につきましては一般教材備品及び学校図書整備に要する経費について申し上げます。なお、学校図書整備の財源の一部としまして22年度に町内在住の匿名の方から100万円の寄附をいただいておりますが、これを活用させていただきたいと考えております。

19節の交付金につきましては、4キロメートル以上の遠距離通学者に対しての通学費用を交付するものと、学校地域共学推進事業として各学校に交付いたすものであります。

20節につきましては要保護及び準要保護並びに特別支援学級児童に対する給食費等の扶助費であります。

3目施設整備費は小学校施設の維持管理に要する経費で、11節需用費の修繕料費については小破修繕料について計上いたしております。

13節につきましてはFF暖房機、ダムウェーター、自家用電気工作物、消防設備等の保守点検等の業務委託料でございます。

15節につきましては宮床小学校のパソコン教室の屋上の防水工事であります。

79ページをお願いします。

3項中学校費 1目学校管理費につきましては中学校2校における施設の

維持管理及び生徒・教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要する費用を計上しております。

1節につきましては学校医7名、薬剤師2名の報酬であります。

7節賃金は事務補助員及び体育館巡視員等の賃金です。

8節の賞賜金につきましては運動会の賞品及び卒業生への記念品等であります。

11節の主なものとしたしまして一般消耗品、中学校施設維持管理に要する光熱水費及び燃料費等の計上であります。

12節につきましては電話料、各種検査手数料及び火災保険料等の経費についての計上であります。

13節委託料につきましては生徒・教職員の循環器検診等の健康診断、学校業務員2名の業務委託、スクールバスの運行委託料であります。

14節につきましてはスクールバスの転回所の土地借り上げ、中体連、駅伝大会等の生徒輸送に係る車借上料であります。

18節につきましては折り畳みいす等学校用備品の整備に要する計上でございます。

80ページになります。

19節の負担金につきましては黒川地区防火管理協議会ほか各種協議会等への負担金及び日本スポーツ振興センター災害共済として学校管理下における生徒の災害共済負担金の計上であります。

2目の教育振興費につきましては教示用経費、魅力ある学校図書館づくり、外国語指導助手の配置、たいわっ子芸術文化推進、学校地域共学推進事業等に係ります費用であります。

7節につきましてはフィリピン人生徒2名に対する日本語指導助手の配置に要する賃金の計上であります。

11節につきましては教示用消耗品のほか全校生徒を対象としました主要教科の標準学力調査費を計上しております。

13節につきましては外国語指導助手ALT2名の業務委託、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用した学校図書支援員2名の業務委託、重点雇用創出事業を活用しました特別支援教育支援員として大和中、宮床中へ配置するもの及びコンピューターサーバーとプリンター保守点検業務委託料であります。

14節につきましてはたいわっ子芸術文化勸奨の生徒輸送のための車借上料であります。

18節につきましては一般教材備品、学校図書整備に要する経費でございます。

19節につきましては自治体自治体国際化協会負担金及び交付金といたしまして学校地域共学推進事業として各学校へ交付いたすものであります。

81ページになります。

20節につきましては要保護及び準要保護生徒に対する援助費及び特別支援学級生徒に対する給食費等の扶助費であります。

次に、3目施設整備費につきましては中学校2校の施設維持管理に要する費用の計上であります。

13節につきましてはFF暖房機、ダムウェーター、時加藤電気工作物、消防設備等の保守点検等業務委託料でございます。

15節につきましては宮床中学校配水管敷設がえ工事の計上であります。

4目中学校建設費13節につきましては宮床中学校の新体育館の基本設計及び実施設計の業務委託であります。なお、中学校の新体育館建設につきましては主要な施策概要の7ページもあわせて参照していただければと思います。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 (八島勇幸君)

続きまして4項社会教育費1目社会教育総務費につきましてご説明させていただきます。

1目の主な事業といたしましては、生涯学習推進のため生涯学習まつりの開催のほかパソコン技術講習、家庭教育・子育て学習推進、親子ふれあいキャンプ、青少年教育・成人教育そして社会教育施設の管理を行うものでございます。これら事業に要します経費の主なものにつきましてご説明させていただきます。

1節報酬につきましては社会教育委員14名分となっております。

8節報償費につきましてはまほろば大学での文化講演会、各種教室や講座のほか放課後子供教室、学校支援地域本部事業実施に伴う謝金、原阿佐緒賞の選考委員への謝金等となっております。

82ページをお願いいたします。

9節旅費でございますが、このうち特別旅費につきましてはたいわっ子夢航路、たいわっ子未来塾、たいわっ子冒険塾、ジュニアリーダー事業の研修旅費、社会教育主事資格取得講習受講料、原阿佐緒賞選考委員等の旅費となっております。

11節需用費につきましては各種教室の消耗品が主なものでございます。印刷製本費につきましては生涯学習カレンダー、まほろば大学の案内チラシ、各種教室の資料や活動記録の印刷代でございます。

12節役務費につきましては、広告料につきましては原阿佐緒賞の短歌応募を専門の月刊誌に掲載し全国から公募するものでございます。

13節につきましては町民パソコン教室、ジュニアリーダー業務及び原阿佐緒記念館などの社会教育施設の管理と警備業務の委託料となっております。

14節でございますが、土地借上料は民俗談話室敷地等の借上分でございます。車借上料につきましてはジュニアリーダー研修、たいわっ子未来塾などのマイクロバス借上げが主なものとなっております。

15節工事請負費につきましては原阿佐緒記念館駐車場の看板設置工事代となっております。

18節備品購入費につきましては授業記録用デジタルカメラ購入代でございます。

19節負担金補助につきましては黒川地域行政事務組合への視聴覚部門の負担金ほかの内容でございます。

83ページをお願いいたします。

27節公課費につきましては公用車2台分の車検時の自動車重量税でございます。

次に、2目の公民館費でございますけれども、公民館の運営費用であります総務費のほか青少年から成人、婦人、高齢者までの事業活動、町民文化祭等の芸術文化推進事業、図書室運営事業の経費をお願いするものでございます。

1 節報酬につきましては公民館分館長42名分と嘱託公民館長報酬でございます。

7 節賃金につきましては図書室のパート 4 名分です。

8 節報償費でございますが、こう民間事業の各種講座に対する講師謝礼金、成人式、町民文化祭、小中学校の書き初め尺書大会等の記念品代等となっております。

11 節需用費の主なものにつきましては、コピー代等の一般事務消耗品のほか各教室と講座の材料費、資料の印刷代となっております。

84 ページをお願いいたします。

13 節委託料につきましては、町民文化祭などの催しの際に音響・照明等の操作人員が不足いたしますので臨時的に委託する分となっております。

14 節につきましては図書管理システムリース料や各講座の移動研修のバス借上料が主なものでございます。

19 節につきましては県青年体育大会、文化祭等に対する負担金及び町連合青年団、町婦人会連絡協議会、町文化協会への補助金となっております。

続きまして 3 目文化財保護費でございますけれども、文化財の保護と普及に努めるもののほか個人住宅建築等に伴う開発の発掘調査及び整理作業に要する費用を計上いたしております。

1 節報酬につきましては文化財保護委員 5 名分となっております。

7 節賃金につきましては遺跡発掘と整理の作業員及び発掘調査嘱託員 1 名分の賃金でございます。

8 節報償費は郷土史講座 4 回と文化財めぐりの講師謝礼でございます。

11 節需用費の修繕料につきましては文化財施設の小破修繕代となっております。

85 ページをお願いしたいと思います。

12 節役務費、郷土史講座、文化財めぐりなどの案内用切手、はがき代等が主なものとなっております。

14 節につきましては発掘調査にかかわりますバックホー、ダンプカー等の賃借料でございます。

19 節補助金につきましては町内団体の保存会に 1 団体あたり 2 万円を補

助しようとするものでございます。

23節償還金及び利子割引料につきましては、埋蔵文化財等の町保有件数に対しまして交付されます概算交付金の件数の確定に伴う22年度分の精算返還金となっております。

次に4目まほろばホール管理費でございます。まほろばホールの貸館及び施設の維持管理に要するものでございます。

1節報酬、9節旅費でございますけれども、まほろばホール運営委員8名の報酬及び費用弁償でございます。

11節需用費につきましては一般消耗品のほか施設管理におきます電気、水道、灯油、ガス等の燃料費と光熱水費が主なものでございます。

12節役務費につきましては建物火災保険料、電話、切手等の通信運搬費でございます。

13節委託料につきましては、施設の総合管理業務委託のほか電気料金の軽減を図るための電気料金デマンド業務委託分でございます。

14節使用料賃借料につきましては清掃用具借上、電波障害電柱添加料、電話システムリース料等が主なものとなっております。

86ページをお願いいたします。

15節工事請負費でございますけれども、テレビ放送がアナログ放送から地上デジタル放送へと切りかえになりますけれども、まほろばホール電波障害施設がこうした対応により不用となりますので、こうした柱の撤去とか電柱に添加されておりますケーブルの撤去工事費でございます。

19節の負担金補助及び交付金の主なものにつきましては大和町文化振興協会への自主事業運営費補助金が主なものでございます。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

次に、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。教育センター管理費につきましては吉田、鶴巣、落合の教育ふれあいセンターの管理運営に係る経費について計上しております。

7節につきましては体育館の巡視員等の賃金、11節の主なものとしたし

ましては施設の電気料等であります。

13節につきましてはセンターの管理業務員3名の委託料、施設整備の維持管理及び警備業務の委託料であります。

19節につきましては黒川防火管理協議会への負担金。

大変申しわけないんですが、説明資料中、黒川防火管理維持協議会となっておりますが、維持を削除していただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、6目森の学び舎活動費でございます。施設の管理運営に要する費用の計上をしております。

11節の修繕料につきましては体育館と校舎をつなぐ渡り廊下の屋根等の修繕を行うものであります。

87ページになります。

13節につきましては施設の清掃管理等の委託料、14節につきましては学校教育活動での施設利用に係る町内児童生徒の輸送の車借上料でございます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 (八島勇幸君)

5項保健体育費1目保健体育総務費でございますけれども、スポーツ振興審議会、体育協会、体育指導委員会等の活動及びスポーツ少年団等への支援助成、各種スポーツ教室、大会運営、武道館の管理などに要する費用を計上させていただいております。

1節報酬につきましてはスポーツ振興審議会委員5名分と体育指導員15名分の報酬でございます。

8節報償費の報奨金はスポーツ教室、各種大会の講師、審判員への謝礼金、賞賜金につきましてはスポーツ支援奨励賞の交付やスポーツ賞の顕彰を行うほか各種大会でのメダル、盾の授与を行おうとするものでございます。

11節需用費の消耗品につきましてはコピー代等の一般事務用品のほかに

南川ダム周辺での歩け走れマラソン大会の費用が主なものとなっております。

12節役務費の保険料につきましては各種スポーツ教室及び大会の傷害保険料でございます。

88ページをお願いいたします。

19節につきましては東北総合体育大会開催地負担金といたしまして、本年度宮城県開催となっておりますけれどもハンドボール30万円、自転車競技30万円、アイスホッケー20万円となっております。補助金につきましては町体育協会、スポーツ少年団に補助するものでございます。

次に2目体育センター管理費でございますけれども、体育センターの管理運営に要する費用を計上いたしております。

11節需用費につきましては電気料、水道料のほか修繕料といたしましては壁等の小破修繕に要するものとなっております。

13節委託料につきましては消防設備及び電気設備保守点検の委託料でございます。

18節備品購入費につきましてはバレーボールネット購入費用でございます。

次に3目広場管理費につきましては宮床、玉ヶ池、北目、鶴巣山田、三ヶ内のレクリエーション広場5カ所分の管理運営費でございます。

13節委託料、各広場の管理運営を地域に委託するものとなっております。

次に4目総合運動公園管理費でございますけれども、総合体育館、多目的広場、陸上競技場、テニスコートなど公園内の管理運営の費用となっております。

7節賃金につきましては施設管理嘱託員5名分の賃金でございます。

11節需用費の中で主なものにつきましては、光熱水費は電気代と水道料、修繕料につきましては自動ドア、浄化槽修繕、小破修繕修理代が主なものとなっております。

13節につきましては施設の管理及び保守点検の委託料でございます。屋内分といたしましては電気設備保安管理、夜間の警備、清掃などの管理となっております。屋外分につきましては除草、植栽などを委託するものとなっております。

14節の機械借上料につきましては施設利用の券売機や印刷機のリース代でございます。

18節備品購入費につきましては卓球代等のスポーツ用備品購入費が主なものとなっております。

次に5目ダイナヒルズ公園管理費につきましては野球場、テニスコート及び多目的広場の管理運営費でございます。

13節につきましては施設管理業務といたしまして芝管理、植栽、除草、清掃及び電気設備の保守点検料となっております。

14節の機械借上料につきましてはスポーツトラクターの搬送用の2トンダンプのリース料、18節備品購入費につきましては野球用ベース等の更新のための費用となっております。

次に6目自転車競技場管理費でございますけれども、施設の維持管理業務等につきましては宮城県スポーツ振興財団側から町が委託を受けまして管理をいたしているものでございます。

11節需用費の修繕料につきましては自転車競技走路のクラック等の修繕代となっております。

90ページをお願いいたします。

13節につきましては芝等の管理、電気設備保守や浄化槽、夜間警備、清掃、消防施設等の管理委託業務となっております。

18節につきましては自転車競技用のトレーニング用ローラー購入代金でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午前11時01分 休 憩

午前11時11分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

説明資料90ページをお願いいたします。

7目学校給食センター費です。学校給食センター費につきましては学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要する費用を計上しております。

1節と9節につきましては学校給食運営審議会開会に伴う委員の報酬、費用弁償であります。

7節につきましては給食センターの業務員の賃金であります。

11節につきましては学校給食の賄材料及び給食センターの施設運営に要する光熱水費及び施設整備、厨房機器の修繕費であります。

12節につきましては電話料、給食センター及び学校職員の検便手数料、学校給食費の振替手数料であります。

13節につきましては学校給食調理業務委託料及び給食センターの施設・設備の維持管理、点検等委託料であります。

14節につきましては印刷機、清掃用具の借り上げのリース料であります。91ページであります。

18節につきましては補充用の食缶、デジタルはかり等の購入費の計上であります。

19節につきましては全国学校栄養士協議会県支部等への負担金であります。

以上です。

議長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

それでは91ページの10款災害復旧費でございますけれども、こちらは款を保有するために科目の設定を行ったものでございます。

92ページをお願いします。

92ページ11款公債費につきましては約75億円の町債残高、12機関から借り入れをしております平成23年度の元金償還並びに利子償還の見込額を計上したものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）
町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）
続きまして説明書の107ページをお願いいたします。
議案第20号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算で
ございます。

第1条歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ21億4,928万3,000円と定めるものでございます。

2項としまして歳入歳出の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条としまして一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

説明書の114ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項国民健康保険税でございます。国民健康保険税につきましては1目、2目、すべて22年度課税状況ベースとしまして所得状況と保険者数及び低所得者層に対する軽減措置を考慮し予算措置したものでございます。収納率としましては、現年度分としまして87%を見込み予算措置をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料につきましては科目の設定でございます。

3款国庫支出金につきましては医療費に要する国庫負担金、高額医療に要する国庫負担金並びに特定健診に要する国庫負担金でございます。

1項1目としましては町の医療費実績に基づき全国的に定率としまして医療費総額の34%が給付される負担金でございます。

2目の高額医療費につきましては、高額医療実績に基づきまして各市町村の拠出金より共同事業としまして拠出した額を、宮城県国保連合会の調整により交付されるものでございます。

3目の特定健診につきましては国から3分の1の補助を見込んでおります。

2 項国庫補助金につきましては国からの補助金交付金でございます、国保の財政安定調整のための交付金でございます。当初時点では概算額で計上いたしております。

2 項 1 目の普通調整交付金につきましては各市町村の医療実績及び税の収納率に基づきまして交付される調整交付金でございます。

2 節につきましては医療費の通知等特別な業務に対してのそれ相当分に対する交付金ということで、80万円ほど予算措置をさせていただきました。次のページの 4 款でございます。

医療給付費交付金 1 項につきましては退職者医療に要する交付金でございます、退職者の医療実績に基づきまして社会保険診療報酬支払基金より交付されるものでございます。なお、退職者医療の該当者は大和町では現在370人ほどおります。

5 款前期高齢者交付金 1 項前期高齢者交付金につきましては、65歳の方から74歳までの方でございますけれども、前期高齢者数相当分の交付金でございます、これにつきましても医療実績により社会保険診療報酬支払基金より交付されるものでございます。なお、前期高齢者につきましては大和町には現在約1,500人の方が該当いたしております。

6 款県支出金 1 項県負担金につきましては国庫負担金同様の高額医療費及び特定健診に充当するものでございます。特定健診の負担金につきましては県の方からも3分の1を予算措置させていただきました。

2 項県補助金につきましては療養給付費に対する調整交付金としまして医療費総額の6%相当額が交付されるもの、及び乳幼児医療事務としましての補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

7 款共同事業交付金につきましては高額な医療に対応するための国保連合会からの交付金でございます。

1 項 1 目につきましては、月額80万円を超える医療費に対して総額の59%相当分を予算措置させていただきました。

2 目につきましては、ひと月当たり30万円を超え80万までに係る費用の合算額の医療費合計の59%相当額を国の打合せに基づきましてそれ相当の負担額予算措置させていただきました。

8 款財産収入 1 項財産運用収入につきましては国保基金の利子でございます

ます。

9款1項繰入金につきましては一般会計からの繰入金でございまして、それぞれの節のとおり法定ルール内の繰入額を予算措置させていただきましました。

次のページでございませう。

2項基金繰入金につきましては、きのう大友議員の質問にもお答えしましたとおり、科目設定をさせていただいております。

10款繰越金につきましては平成22年度よりの繰越予定額でございまして、1項1目につきましても科目設定でございませう。

11款諸収入でございませうけれども、11款についてはすべて科目設定でございませう。

120ページの歳出をお願いいたしませう。

歳出でございませう。

1款1項1目一般管理費でございませう。これにつきましては国民健康保険会計運営に要する事務経費でございませう。

11節につきましては国民健康保険証、高齢者受給者証の印刷代等でございます。

12節につきましては保険者証の送付代金等、切手代等でございます。

13節につきましては県の国保連へのレセプト点検の委託料でございます。

2目団体負担金19節につきましては国保連合会への各市町村割の負担金でございます。そのほか県の国民健康保険運営協議会への負担金でございます。

次のページをお願いいたしませう。

2項徴税费1目賦課徴収費につきましては国保税の賦課徴収に要する経費でございませう。

3項運営協議会費1目運営協議会費につきましては国保運営協議会に要する経費でございまして、1節としまして報酬、国保運営委員9名の報酬でございませう。

9節につきましては費用弁償等でございます。

4項趣旨普及費につきましては国保制度のチラシ代等の印刷代金でございます。

2款保険給付費1項療養諸費につきましては、次のページにまたがりませう。

すけれども、1日から4日それぞれ医療費の公費市町村7割負担相当分です。その分につきまして国保連合会へ負担するものでございます。

5目の審査手数料につきましては医療費の審査手数料で、これにつきましても県の国保連合会へ委託するものでございます。

2項高額療養費につきましては、高額療養費でございますけれども、それぞれの限度額を超える分、高額な部分に対しまして公費で負担するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3項葬祭費でございますが、葬祭費につきましてはお一人様当たり5万円の給付となっております。

4項出産育児諸費につきましては出産育児一時金でございます、赤ちゃん一人に対しまして42万円という給付額でございます。

5項移送費でございますが、これにつきましては病院間の車の移送代金でございます。主に救急車等もある場合もございますけれども、一般的には病院間の移送に要する費用でございます。

次のページでございます。

3款後期高齢者支援金等でございます。これにつきましては国の政令、法律に基づきまして国民健康保険者、町の方から社会保険診療報酬支払基金へ支払う支援金、拠出金等の性格のものでございます。

4款前期高齢者納付金と5款老人保健拠出金、次のページの6款の介護納付金につきましても3款同様それぞれの負担金でございます、社会保険診療報酬支払基金へそれぞれの目的に基づきまして支払う拠出金等でございます。これにつきましては一般的に加入者の数、当年度の医療への実績に基づきまして支払基金から各市町村にそれらの割合に基づきまして納付されまして、それに対してお支払いをするという仕組みになっております。

次のページ、7款の共同事業拠出金でございます。共同拠出金につきましては国保連合会への拠出金でございます、各市町村が医療実績に応じて支払いする拠出金でございます。高額療養費など国保財政の安定に向けての各市町村間の拠出金でございます。一般的に医療費の互助というふうに言われております。

8款保健事業費1項特定健康診査事業費でございます。

1目につきましても特定健康診査事業費でございますけれども、13節の業務委託料につきましても特定健診に要します経費でございます、検診機関への業務の委託料でございます。

次のページでございます。

2項保健事業費1目保健衛生普及費でございますけれども、これにつきましては8節報償費でございますけれども、優良健康世帯への記念品等でございます。例年110世帯から120世帯ほどの該当者が出ております。

28節の繰出金につきましては健康診断、主にかん検診でございますけれども、国保該当者につきましても町一般会計の保健福祉課で実施しております集団検診の方をお願いするという性格上、国保会計の方からも繰出金という形で健康診断をお願いしているものでございます。

9款基金積立金1項基金積立金につきましては基金利子相当分を積み立てするものでございます。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金につきましては税の還付金、医療費の返還金等でございます、これまでの実績に応じた予算措置をしたものでございます。大半が科目設定のみになっております。

次のページでございます。

11款予備費でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

説明書の132ページをお開きいただきます。

議案第21号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会予算についてご説明いたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億4,192万8,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては第1表のとおりでございます。

第2条といたしまして一時借入金の借入の最高額を3,000万とするもの

でございます。

138ページをお願いいたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料でございますが、1節につきましては特別徴収分の保険料を計上いたしたものであります。

2節は普通徴収分の保険料の見込額を計上いたしたものであります。

3款1項1目介護保険給付費の1節でございますが、介護給付見込み額の法定負担分の計上でございます。

139ページをお願いします。

2項1目調整交付金につきましては交付金の見込額の計上でございます。

2目の地域支援事業交付金の介護予防事業につきましては交付金の見込額、3目の包括支援事業任意事業につきましては介護予防ケアマネジメント事業に要するもので、見込額を計上いたしたものでございます。

4款1項1目介護給付費負担金につきましては社会保険診療報酬支払基金からでありまして、介護給付費見込額の30%の負担分でございます。

2目の地域支援事業支援交付金は現年度予防事業に要する交付見込額でございます。

5款1項1目の介護給付費負担金であります。介護給付費見込額の12.5%の法定負担分でございます。

3項1目地域支援事業交付金の介護予防事業につきましては予防給付費の法定負担分でございます。

2目の包括的支援事業任意事業につきましてはケアマネジメント事業に要するものでございます。

7款1項1目一般会計繰入金であります。1節の介護給付費繰入金につきましては介護給付費見込額の12.5%の法定負担分の計上でございます。

2節につきましては職員給与等の繰り入れでございます。

141ページをお願いいたします。

3節、4節でございますが、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業への法定負担分の繰り入れでございます。

2項1目財政調整繰入金につきましては財源の調整による繰り入れでございます。

2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入でございますが、介護報酬等の改定による介護保険料の上昇を抑制するため国より交付されるものでありまして、所要の繰り入れをするものでございます。

8款については繰越金の計上、9款1項につきましては科目の設定でございます。

142ページの3項4目の雑入でございますが、主なものといたしましてグループホームすずらの土地代の収入、配食サービス利用者負担分、予防計画サービス収入を計上いたしましたものでございます。

143ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款の総務費につきましては介護保険事務に係る経費の計上でございます。

1項1目11節につきましては事務用品代、予算書等の印刷代でございます。

12節の手数料でございますが、介護保険システムプログラム保守料等の計上でございます。

14節はグループホームスズランへの土地借上代でございます。

19節につきましては認知症の人と家族の会県支部への負担金でございます。

25節につきましては利子相当分の計上でございます。

2項1目賦課徴収費でございますが、11節は保険料納入通知書等の印刷代、12節は介護保険料の額の通知、納入通知に係る通信運搬費でございます。

3項1目認定調査等費、8節であります。介護認定調査に係る調査員への謝礼でございます。

11節はコピー代ほか公用車両に係る経費を計上いたしております。

12節手数料につきましては要介護認定のための主治医意見書の作成手数料、13節は指定居宅介護支援事業への委託分でございます。

19節負担金であります。介護認定審査会に係ります黒川地域行政事務組合への負担金。

4項1目計画策定委員会費でございますけれども、介護保険運営委員会の費用を計上いたしましたものであります。

11節につきましては第5期介護保険事業計画の印刷代。

145ページであります。13節の委託料につきましては第5期介護保険事業計画の計画策定業務委託料でございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付等費は要介護者のデイサービス、ホームヘルプサービス、訪問入浴介護などのサービス給付見込額の計上でございます。

2目施設介護サービス給付等費は特別養護老人ホーム、老人保健施設などの利用に係る給付見込額の計上、3目の居宅介護サービス計画等費につきましてはケアプラン策定等に係ります見込額でございます。

4目の地域密着型介護サービス給付等費につきましては高齢者グループホーム、認知症対応型通所介護サービスに係る見込額の計上でございます。

2項1目高額介護サービス費12節につきましては決定通知書等の通信費用の計上、19節は要介護者の利用者負担額が高額となり限度額を超えた分を給付するための見込額でございます。

2目の高額介護予防サービス費につきましては要支援1、2で介護予防サービスを受けて利用者負担が高額となった場合の給付でありまして、給付見込額の計上でございます。

3目の高額医療合算介護サービス費につきましては、世帯内での医療及び介護保険の自己負担合計額が一定額を超えた場合、上限額を超えた部分を高額医療合算介護サービス費として支給するものでありまして、給付見込額を計上いたしましたものであります。

3項1目介護予防サービス給付等費につきましては要支援1、2で介護予防サービスの給付見込額でございます。

2目の介護予防サービス計画給付等費は介護予防のケアプラン作成に係る見込額の計上であります。

4項1目特定入所者介護サービス等費につきましては要介護者が老人福祉施設、老人保健施設等を利用したときの居住費、食費についての費用負担分の計上でございます。

5項1目審査支払手数料につきましては国保連合会に対します審査手数料でございます。

147ページをお願いします。

4款1項1目介護予防特定高齢者施策事業費でございますが、7節、8節につきましては訪問調査、訪問指導の際の看護師、歯科衛生士などの費用の計上、11節はコピー代等であります。

12節につきましては生活機能評価に要する通信費、13節は運動機能向上のための転倒予防事業、口腔機能向上事業に要する費用の計上でございます。

2目介護予防一般高齢者施策事業費でございますが、7節は介護予防講座などの看護師、栄養士への賃金の計上、8節は介護予防研修会、出前講座、生き生きボランティア講座での講師謝礼、11節につきましては出前講座の資料代、13節については生活援助サービスなどの業務委託費用の計上でございます。

2項1目介護予防ケアマネジメント事業費、8節であります。地域包括支援センター運営協議会委員への謝礼、11節は事務用品、それから12節手数料につきましては地域包括支援センターシステム補修に要する保守料の計上でございます。

13節委託料であります。予防給付ケアマネジメント業務に係る給付見込額の計上、14節は包括支援センターシステム機器の借上に要する費用でございます。

3目の権利擁護事業費につきましては成年後見制度の活用を図るための費用、虐待の早期発見・防止に係る費用の計上でございます。

149ページでございますが、4目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費につきましてはケアマネージャー、ケアスタッフの研修費用等を計上したものであります。

5目の任意事業費8節はお元気訪問員、安心コールセンター事業協力員への謝礼、12節につきましては安心コール機器設置や保守手数料でございます。

13節につきましては配食サービス、コールセンター業務委託、14節は安心コール機器の借り上げに要する費用の計上でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

それでは154ページをお願いいたします。

議案第22号 平成23年度大和町宮床財産区特別会計予算でございます。

第1条は歳入歳出予算でございますが、歳入歳出それぞれ4,279万円と定めるもので、その内訳は第1表のとおりとするものでございます。

それでは157ページをお願いします。

歳入でございますけれども、1款財産収入1項財産運用収入の財産貸付収入につきましては宮床生産森林組合ほかへの貸し付けに伴います収入、利子および配当金につきましては基金の管理に伴います基金の利子の計上でございます。一般会計での運用部分と金融機関への積み立てによります計上でございます。

2款1項基金繰入金につきましては歳入歳出の差部分についての調整のための基金からの繰入金を計上しております。

3款繰越金につきましては科目の設定でございます。

4款1項森林総合研究所支出金につきましては、高山地区の約5ヘクタールの研究所所有林につきまして除伐1及び除伐2の事業を展開するに当たり研究所から交付されるものを計上したものでございます。

4款の預金利子雑入につきましては科目の設定でございます。

159ページ、歳出でございます。

1款1項管理会費につきましては管理員7名に要する費用の計上でございます。

2款1項総務管理費1目一般管理費につきましては一般の事務管理経費でございます。4節共済費につきましては嘱託員の社会保険料、7節賃金につきましては用務員1名、嘱託員1名のそれぞれの経費を計上いたしております。

11節需用費の消耗品につきましては本年5月18日で現委員の任期が満了いたしますことから新委員の任命になりますので、新しくなられた方等がおられた場合のバッジ、作業服の金額を計上いたしております。そのほかは事務所に關します灯油代、電気料等についての計上を行っております。

役務費は通信用切手代でございます。

2目の財産管理費につきましては直営部分等の作業といたしまして作業

道の刈り払い、あるいは宮床地区全体の巡視といったことで巡視員の費用を計上いたしております。

19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金につきましては町林業地域振興協議会ほか3団体への負担金、交付金につきましては現在温泉奥の高山地区の官公造林の造林の伐採が行われておりますが、伐採終了後につきましては返地、地上権の解除になりますので、その後の生産森林組合への対応等も含めまして交付をするものでございます。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、収入でもございましたけれども、その部分の事業に充てる経費を計上したものでございます。

9節旅費につきましては毎年度の事業内容等につきまして協議が行われますので、そちらの出席経費、12節の役務費につきましては、植栽等の費用につきましては全額交付されるものでございますが、20年を経過した以降につきましては財産区直接の保健加入ということになりますので、今回の部分は21年を経過いたしましたので12万円は財産区次自前での保険の掛け金となります。委託料につきましては収入相当部分の除伐1、2の育林作業の委託でございます。

4目諸費につきましては、19は町の3財産区で構成しております連絡協議会への負担金。

28節繰出金につきましては、事務費といたしまして186万4,000円、事業費といたしましては3,399万円となっております。例年と違う部分につきましては、一般会計でも申し上げましたが、宮床地区の駐車場整備にかかわる部分が大きな割合となっているものでございます。

予備費につきましては、ここ近年で予備費での支出ということは余りございませんので、全体を通しましての財政状況も踏まえまして今年度から5万円というふうな措置をいたしたものでございます。

それでは162ページをお願いいたします。

議案第23号 平成23年度大和町吉田財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては歳入歳出予算615万6,000円と定めるもので、内訳は第1表のとおりとするものでございます。

では、166ページをお願いいたします。

歳入でございますが、県支出金の県補助金でございますが、吉田財産区

の担ノ下地区にございます直営林につきまして除伐1ということで5.9ヘクタールを予定することといたしまして所要の収入見込額を計上したものでございます。補助申請等につきましては黒川森林組合に代行していただくという内容で進めておりますので、収入額につきましては90%の計上を行っております。

2款1項財産運用収入の1目貸付収入につきましては吉田愛林公益会等への貸付収入の計上でございます。

2目の利子及び配当金につきましては基金残高のことも含めまして1,000円の利子計上でございます。

2項の財産売払収入につきましては科目の設定を行っております。

3款基金繰入金につきましては歳入歳出の差の部分について基金からの繰り入れを予定するものでございます。

4款繰越金につきましては科目の設定でございます。

5款1項森林総合研究所支出金につきましては宮床財産区同様の研究所から交付される金額の計上でございまして、対象は担ノ下地区の直営林除伐1で10.31ヘクタールを実施するために要する費用の収入計上でございます。

2項、3項につきましては科目の設定を行ったものでございます。

168ページ、歳出でございます。

1款1項管理会費につきましては管理委員7名分の経費を計上いたしてございます。吉田財産区につきましては、昨年度からだったと思いますが、日額の報酬というふうな決定になってございますので、9日分の計上を行っております。

2款総務費1項総務管理費の1目一般管理費につきましては一般的な管理経費で、消耗品費につきましては宮床財産区同様新任委員さんがおられた場合としてのバッジ、作業服の購入代金を計上してございます。

2目の財産管理費につきましては前段申し上げました直営林の整備等を行うという費用についての計上を行っております、7節賃金につきましては例年行っております作業道等の刈り払いの経費、役務費につきましては満了いたしました直営林の災害保険料0.58ヘクタール分のもを行っております。

13節の委託料につきましては除伐1で先ほど申し上げました5.9ヘクタ

ールということになっております。

すみません、役務費につきましては杉の0.58ヘクタールのほかに54年、55年に植栽しました4.35ヘクタール、そのほかに平成元年に植栽しました0.9ヘクタール、6ヘクタールほどの対象になります。

19節負担金補助及び交付金につきましては黒川地区林業普及推進協議会ほか3団体への負担金でございます。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては収入で申し上げました担ノ下地区の育林に要します費用の計上でございます。旅費につきましては研究所との協議のための経費でございます。

12節の役務費につきましてはこちらも21年長になりました担ノ下地区の保険料の計上でございます。

13節委託料につきましては5.2ヘクタールほかの全体で10.31ヘクタールの除伐1の作業委託に要します経費でございます。

4目諸費につきましては、19節負担金補助及び交付金は3財産区の連絡協議会の負担、28節繰入金につきましては一般会計への繰り出しといたしまして2団体への助成部分、各種団体連絡協議会、吉田地区振興協議会への助成分でございます。

予備費につきましては宮床同様5万円といたしてございます。

171ページ、議案第24号 平成23年度大和町落合財産区特別会計予算でございますが、歳入歳出予算はそれぞれ527万3,000円と定め、内訳は第1表のとおりとするものでございます。

174ページをお願いします。

歳入でございますが、1款1項財産運用収入1目貸付収入でございますが、こちらは相川地区、報恩寺地区、松坂地区と三つの地区に貸し付けをいたしております収入の計上でございます。

2目の利子及び配当金につきましては基金の利子についての計上をおこなったものでございます。

2款1項基金繰入金につきましては歳入歳出の差引差額分を基金からの繰り入れにより対応するものでございます。

3款繰越金以下につきましては科目の設定を行ったものでございます。

176ページ、歳出でございます。

1款1項管理会費でございますが、こちらも管理員7名に要する経費で

ございます。

2款1項総務管理費1目一般管理費につきましては一般的な管理経費で、消耗品費につきましては前宮床財産区、吉田財産区同様管理員の新任の方に要する経費の見込みで計上したものでございます。

2目の財産管理費につきましては、7節賃金は境界の刈り払い等に要する経費、19黒川地区節につきましては山火事防止推進協議会への負担金、3目諸費につきましては19節は3財産区の連絡協議会への負担金、繰出金につきましては事務費が139万円、事業費につきましては各種地域団体等への一般会計を経由いたしましての助成といたしまして147万5,000円の計上でございます。

予備費につきましては5万円の計上を行ったものでございます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 (織田誠二君)

それでは178ページをお願いいたします。

議案第25号 平成23年度大和町奨学事業特別会計予算であります。

第1条歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ875万4,000円と定めるものでございます。

2項としまして款項の区分、金額については第1表によるものでございます。

181ページをお願いいたします。

歳入であります。

1款財産収入、2款寄附金につきましては科目の設定であります。

3款1項の基金繰入金につきましては財源調整のため奨学事業基金からの繰入金でございます。

4款繰越金については見込額による計上でございます。

5款1項町預金利子については科目の設定でございます。

次のページ、182ページの5款2項貸付金元利収入でございます。

2項1目貸付金元利収入につきましては奨学金の貸与者88名からの償還

金でございます。現年度分につきましては償還予定額の90%の見込計上、滞納繰越分につきましては償還予定額の40%を見込んでの計上となっております。

183ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目事業費の21節につきましては高校生9名、新規3名、継続6名を見込んでおります。大学生21名、新規10名、継続11名を見込んでの奨学金貸付金の計上であります。

2目事務費につきましては奨学事業審議委員会委員の報酬及び費用弁償、その他事務費についての計上でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

午前 11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

それでは説明書の185ページをお願いいたします。

議案第26号 平成23年度大和町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条としまして歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,819万8,000円と定めるものでございます。

2項としまして歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるものでございます。

説明書の189ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料につきましては75歳以上の方々の保険料でございます、1 目の特別徴収は年金天引の分でございます、100%を見込んでおります。

2 目の普通徴収につきましては95%の収納で予算化をいたしました。なお、平成23年度75歳以上の方々につきましては約3,000人を見込んでおります。

2 款 1 項手数料につきましては科目設定でございます。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金につきましては、1 目につきましては事務費の繰り入れでございます。

2 目につきましては低所得者の保険料軽減に充当するための繰り入れでございます。

4 款 1 項繰越金につきましては科目設定でございます。

次のページ、5 款諸収入につきましては、1 項、2 項、3 項、5 項につきましては科目の設定でございますが、4 項の受託事業収入につきましては宮城県後期高齢者連合会よりの健康診断の受託料でございます、

歳出、191ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては後期高齢者医療会計業務の管理事務経費でございます。

12 節につきましては保険証の更新等の郵送料、13 節につきましては健康診断業務の委託、医療管理システムの保守点検料の委託でございます。

2 項徴収費につきましては保険料徴収による事務経費でございます。

次のページをお願いいたします。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金につきましては宮城県高齢者医療広域連合会への大和町の保険料納付金でございます。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金につきましては還付金等に備えましての予算措置でございます、21年、22年度の実績に基づきまして計上させていただきました。

4 款につきましては予備費でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

場下水道課長（堀籠 清君）

それでは説明書の197ページをお願いいたします。

議案第27号 平成23年度大和町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,336万4,000円と定めるもの。

第2項予算の款項の区分及び区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるもの。

第2条債務負担行為につきましては第2表の債務負担行為によるもの。

第3条地方債につきましては第3表の地方債によるもの。

第4条一時借入金の最高限度額を2億円と定めるものであります。

200ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為であります。平成23年度水洗便所改造資金利子補給であります。期間は平成24年度から26年度までとし、限度額を36万円とするものであります。

次に平成23年度水洗便所改造資金損失補償であります。期間を平成24年度から26年度まで、限度額は融資資金に係る未回収金とするものであります。

201ページとなります。

第3表の地方債であります。起債の目的ごとの限度額です。公共下水道債で2,200万円、資本費平準化債として1億円、流域下水道債として2,200万円、合計1億4,400万円とするものです。起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりであります。詳細につきましては203ページをお願いいたします。

歳入であります。

1款1項1目下水道事業負担金であります。前年度までの賦課分及び平成23年度の使用開始区域、大平地区の一部であります。その新規分を見込んでおります。

2款1項1目下水道使用料は前年度並みの見込額計上であります。

2款2項1目下水道手数料は見込額の計上であります。これは指定店新規5件、更新25件、あと責任技術者新規5件、更新60件、これらを見込んだ額でございます。

3款1項1目下水道費国庫補助金は補助事業費2,000万円の補助率2分の1の計上であります。

204ページになります。

4款1項1目繰入金は、水洗便所普及水質規制等の管理費及び借入償還金等財源の調整のため一般会計からの繰入金であります。

5款の繰越金及び6款1項1目預金利子につきましては科目の設定であります。

6款2項1目雑入は下水道事業に対する宮城県環境事業公社からの補助金等の計上であります。

7款1項1目下水道債は補助事業、単独事業に係る公共下水道債、資本費平準化債、流域下水道債の本年度予定額を計上したものであります。

205ページをお願いいたします。

次に歳出であります。

1款1項1目一般管理費につきましては事務管理経費のほか使用料金等の賦課徴収費、水洗便所普及費、水質規制費及び施設の維持管理費などに要する費用の計上であります。

主なものといたしまして11節需用費はマンホールポンプの電気料、修繕料などあります。修繕料につきましては舗裝修繕、公共ます及びマンホールポンプ等の修繕に要する費用であります。

12節役務費の通信運搬費はマンホールポンプ場電話料など、手数料につきましては使用料の徴収取扱手数料や污水管等の緊急清掃の手数料であります。

13節委託料につきましては料金算定業務等の水道事業への委託料、その他流域下水道の接続点8カ所と特定事業所18カ所の水質調査及び下水道台帳作成業務や下水道マンホールポンプと排水管の清掃業務委託に要する費用であります。

206ページになります。

19節の負担金です。吉田川流域下水道維持管理運営費につきましては、下水の予定排水量351万立方メートルと単価52円による予定額を計上した

ものでございます。仙台市下水道維持管理費につきましては宮城大学分を、大衡村維持管理費につきましては糸繰マンホールポンプ場の維持管理費の予定額を計上したものでございます。補助金の水洗便所改造資金利子補給金につきましては融資あっせん予定分の利子補給であります。

27節公課費につきましては消費税及び地方消費税納付見込額を計上したものであります。

次に、1款2項下水道建設費であります。

1目建設費につきましては、公共下水道単独事業のほか補助事業費及び流域下水道建設費負担金であります。

歳出の主なものであります。

207ページをお願いいたします。

13節の委託料につきましては長寿命化対策に伴う管路及びマンホールポンプの改築工事に係る実施設計の要する費用の計上であります。

14節の機械借上料につきましては下水道工事の積算システム2台分のリース料であります。

15節の工事請負費につきましては、補助事業分といたしましては施設の長寿命化対策による管路及びマンホールポンプの改築工事を予定しております。単独事業分といたしましては大平下地区の末端管渠整備工事及び鶴巣地内の舗装復旧工事を予定してございます。

19節の負担金でございますが、吉田川流域下水道建設費につきましては宮城県中南部下水道事務所が整備する建設費に係る町村の負担金でございます。

2款1項公債費につきましては平成22年度分の元金償還及び利子支払額の計上でございます。

以上であります。

次に、215ページをお願いいたします。

議案第28号 平成23年度大和町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

第1条歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,213万8,000円と定めるもの。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表の歳入歳出予算によるものであります。

第2条債務負担行為につきましては第2表の債務負担行為によるものでございます。

217ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為です。平成23年度水洗便所改造資金利子補給であります。期間は平成24年度から平成26年度までとし、限度額を36万円とするものでございます。

次に平成23年度水洗便所改造資金損失補償であります。期間を平成24年度から26年度まで、限度額は融資資金に係る未回収金額とするものでございます。詳細につきましては219ページをお願いいたします。

歳入であります。

1款1項1目農業集落排水事業分担金であります。前年度賦課分の3件分及び滞納繰越分の収入見込額を計上してございます。

2款1項1目農業集落排水処理施設使用料につきましては前年度比5.5%増の見込額を計上してございます。

3款1項1目農業集落排水事業県補助金は維持管理に係る補助金として本年度の見込額を計上しております。

220ページとなります。

4款1項1目一般会計繰入金は管理費充当分の繰り入れであります。

5款繰越金、6款諸収入につきましては科目の設定であります。

次に、221ページの歳出であります。

1款1項1目一般管理費につきましては事務経費及び管渠、マンホールポンプ、クリーンセンター、処理施設でございます。この維持管理の要する費用の計上であります。

主なものでありますが、11節需用費につきましてはクリーンセンターやマンホールポンプに係る電気料及びポンプ等の修繕料でございます。

12節役務費の手数料につきましては施設の機器点検業務手数料及び使用料の徴収取扱手数料でございます。

13節委託料につきましては処理場の運転業務や汚泥処理、管路清掃、電気工作物の保安管理、メーター検針、料金算定業務に係る委託費であります。

19節の保持金であります。水洗便所改造資金利子補給金につきましては融資あっせん予定分の利子補給であります。

27節公課費につきましては消費税、地方消費税の支払見込額でございます。

222ページでございます。

2款1項公債費につきましては平成23年度分の元金及び利子の償還予定額でございます。

以上であります。

次に、230ページをお願いいたします。

議案第29号 平成23年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算であります。

第1条歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,178万9,000円と定めるもの。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表の歳入歳出予算によるものであります。

第2条債務負担行為につきましては第2表の債務負担行為によるものでございます。

第3条地方債につきましては第3表の地方債によるものでございます。

233ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。平成23年度水洗便所改造資金利子補給金であります。期間は平成24年度から26年度までとし、限度額を36万円とするものであります。

次に平成23年度水洗便所改造資金損失補償であります。期間を平成24年度から26年度まで、限度額は融資資金に係る未回収金額とするものでございます。

234ページとなります。

第3表の地方債でございます。合併処理浄化槽整備事業債の限度額を670万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりでございます。詳細につきましては236ページをお願いいたします。

歳入であります。

1款1項1目合併処理浄化槽分担金につきましては新たな設置による供用開始予定分を見込んでおります。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料につきましては前年度比1%増の計

上であります。

3款1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金につきましては補助金の本年度の見込額を計上しております。

4款1項1目は管理費等の一般会計繰入金であります。

237ページとなります。

5款繰入金及び6款1項預金利子につきましては科目設定でございます。

6款2項の雑入につきましては消費税還付金の見込額を計上しております。

7款1項町債は合併処理浄化槽債の借入見込額の計上であります。

238ページをお願いいたします。

歳出であります。

1款1項1目一般管理費につきましては事務管理費及び浄化槽維持管理に要する費用の計上であります。

主なものでありますが、11節需用費のうち修繕料は浄化槽の軽微な修繕30カ所分を見込んだ額を計上してございます。

12節役務費の手数料につきましては、合併処理浄化槽使用料を徴収するための取扱手数料や法定検査手数料でございます。

13節委託料につきましては、浄化槽の保守、清掃、点検や料金算定業務及びメーター検針業務に係る委託料であります。

19節補助金の水洗便所改造資金利子補給金につきましては融資あっせん予定分の利子補給であります。

239ページになります。

1款2項1目合併処理浄化槽建設費であります。新規設置事業に係る費用の計上であります。

主なものでありますが、15節の工事請負費につきましては浄化槽10基分の設置工事に係るものでございます。内容といたしましては5人槽1基、7人槽8基、10人槽1基の合計10基、これを計画したものでございます。

19節補助金につきましては合併処理浄化槽設置整備費につきましてはの吉岡西部開発計画地区に対する浄化槽設置補助金の見込額であります。

次に2款1項公債費につきましては平成23年度の利子償還分であります。

以上であります。

予算書の247ページをお願いいたします。

議案第30号 平成23年度大和町水道事業会計予算についてであります。

初めに、第1条総則であります。平成23年度大和町水道事業会計の予算は次に定めるところによるものであります。

第2条業務の予定量ですが、給水戸数につきましては前年度微増の8,700戸を予定しております。次に年間総給水量及び1日平均給水量であります。年間総給水量は328万4,600立方メートルであります。また、本年度の宮城県大崎広域水道からの受水契約水量は1日1万1,250立方メートルとなっていますことから、8割の責任水量分9,000立方メートルを1日の平均給水量といたしております。

第3条収益的収入および支出の予定額であります。収入は水道事業収益の合計額で8億1,863万3,000円、支出は水道事業費用の合計額で8億341万5,000円となり、収支の差引額1,521万8,000円となりまして黒字の収支予定額としております。

次に、248ページとなります。

第4条資本的収入及び支出の予定額であります。収入につきましては資本的収入の合計額で1億5,296万3,000円、支出は資本的支出の合計額で3億6,960万3,000円の予定であります。

第4条の条文括弧書きでございます。この予算で定める収入額が支出に対し不足する額2億1,664万円は過年度分損益勘定留保資金1億7,974万円及び減債積立金690万円、建設改良積立金3,000万円で補てんすることにしたしております。

第5条企業債であります。鶴巢落合線配水管強化対策事業により本年度工事費6,600万円、簡易水道事業根古・若畑浄水場の施設整備事業6,510万円の借入れを予定するものであります。起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりであります。

249ページをお願いいたします。

第6条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員6名分の給与費を4,452万8,000円と定めるものであります。

第7条他会計からの補助金であります。高料金対策等補助金といたしまして一般会計からの繰入予定額を1億3,470万円と定めるものであります。

す。

第8条たな卸資産の購入限度額につきましては2,000万円と定めるものであります。

次に、予算に関する説明書になります。250ページから253ページまでは収益的収支及び資本的収支の実施計画書、254ページにつきましては資金計画書となっております。

255ページをお願いいたします。

平成22年度末の大和町水道事業予定貸借対照表ですが、平成22年度決算見込額による期首の予定額であります。表示は円単位であります。1,000円単位でご説明いたします。

主な科目ごとの予定額であります。資産の部1の固定資産は配水管等構築物の増加等により合計で57億1,157万8,000円、前年予算対比で809万6,000円の増と予定しております。

256ページとなります。

2の流動資産につきましては現金預金等の増加によりまして合計で7億7,953万7,000円、前年対比1億1,129万2,000円の増と予定しております。資産の合計であります。64億9,111万5,000円で、前年度予算より1億1,938万7,000円の増を予定しております。これは構築物及び現金預金の増加によるものでございます。

次に負債の部であります。4の流動負債につきましては未払金予定額、これにつきましては水道事業会計は3月末で締めることとなりますので工事費等について完成検査が終了しましても支払いが4月以降となる部分についての額が未払金というふうな扱いになる、この額などの計上でありませけれども、合計額で1億2,700万円を予定しております。

次に資本の部ですが、自己資本金につきましては18億8,754万7,000円、一般会計からの出資金や補助金、建設改良積立金等からの補てん分により7,465万9,000円の増を予定してございます。

257ページをお願いいたします。

借入資本金であります。企業債の残高となりますが、14億778万9,000円、前年度対比1,025万6,000円の減を予定しております。資本金合計額は6,440万3,000円増の32億9,533万7,000円としております。

次に6の剰余金ですが、資本剰余金は微増の28億5,007万2,000円であり

ます。利益剰余金につきましては2億1,870万5,000円で、各積立金や当年度末処分利益剰余金の増加により前年対比4,843万円の増加を予定しております。資本金と剰余金を合わせた資本合計につきましては63億6,411万5,000円、負債・資本合計は64億9,111万5,000円を予定しております。

次に、258ページの平成23年度大和町水道事業予定貸借対照表についてご説明いたします。期末の予定額となります。

資産の部の1の固定資産合計で、期首の予定額より1億1,120万9,000円増の58億3,200万4,000円を予定しております。管渠と構築物の増加によるものであります。

次の259ページをお願いいたします。

2の流動資産につきましては未収金の減、現金預金の増により合計で7億4,519万4,000円、資産合計は65億7,795万3,000円で、前年より1億9,280万5,000円の増を予定しております。

負債の部につきましては4の流動負債、未払金予定額等で負債合計は1億3,000万円を予定しております。

次に資本の部、5の資本金であります。自己資本金の繰入資本金増と260ページの借入資本金企業債の増によりまして資本金合計は34億165万2,000円で、1億6,034万2,000円の増を予定しております。

次に6の剰余金につきましては、資本剰余金に増減はないものの利益剰余金の各種積立金で2,400万円の増、当年度末処分利益剰余金で約4,647万7,000円の減によりまして、資本金と剰余金を合わせた資本合計につきましては1億9,280万5,000円増の64億4,795万3,000円となる予定であります。負債・資本の合計65億5,795万3,000円につきましては資産の合計と同額となっております。

次に261ページをお願いいたします。

平成23年度大和町水道事業予定損益計算書についてであります。

1の営業収益と2の営業費用における営業収支におきましては5,567万3,000円の営業損失となりますが、3の営業外収益と4の営業外費用における営業外収支におきましては1億1,241万5,000円の黒字となり、合計5,674万2,000円の経常利益を予定しております。当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を加えた当年度末処分利益剰余金の予定額は5,767万8,000円といたしております。

262ページとなります。

次に平成23年度大和町水道事業会計予算内訳書についてご説明いたします。

初めに収益的収入及び支出です。

収入の1款水道事業収益であります。1項1目給水収益は水道料金及びメーター使用料を合わせまして約4.2%増を計上いたしております。

2目給水加入金につきましては170件を見込んでおります。

3目その他の営業収益につきましてはコードカバー、分水サドルなど材売収益、給水工事の設計審査及び開栓手数料、下水道料金等の徴収受託料並びに消火栓維持管理手数料の計上であります。

次に2項営業外収益であります。

1目一般会計補助金につきましては高料金対策等補助金であります。

2目は預金利子であります。

263ページをお願いいたします。

3目開発負担金につきましては、大規模な負担金等はありませんので、アパートなどの建築者等からの見込額の計上であります。

4目雑収益につきましては第三者による給配水管等の破損修繕に係る収益を計上してございます。

次に支出であります。

主なものであります。1款水道事業費用の1項1目浄配水費につきましては給料、手当、法定福利費の人件費は損益勘定支弁職員分として4名分を計上しております。ほかの2名分は資本勘定支弁職員として資本的収入予算に計上しております。賃金につきましては事務補助員12カ月分、保険料は基準保険料によるものとなっております。委託料につきましてはメーター検針員10名への委託、大崎市水道部への水質検査委託、水道メーターの検定期間満了による交換業務委託などのほか開始・中止業務の委託を予定しております。

264ページとなります。

動力費につきましては宮床2号ポンプ場のほか8施設の動力電気料でございます。修繕費につきましては給配水管の修繕、簡易水道施設修繕及び検満メーターの修理費用であります。受水費につきましては県大崎広域水道からの受水料金であります。賃借料は水道料金調定料金システム、工事

等設計積算システムのコンピューター機器の借上料でございます。

次に3目の総係費であります。

報酬につきましては水道事業審議会の委員12名への報酬であります。委託料につきましては水道事業庁舎の宿日直業務委託、賃借料は升沢簡易水道の八志田橋水管橋のNTT施設への添架使用料でございます。

4目減価償却費につきましては内訳は265ページになりますが、建物、配水管等の構築物、機械装置その他固定資産の平成23年度償却分であります。

5目及び6目はたな卸資産減耗費とコードカバー、分水サドルなどの購入原価を計上してございます。

2項営業外費用となります。

1目は企業債の利息、2目雑支出は第三者による給配水管の破損修繕費の計上でございます。

次に266ページの資本的収入および支出についてであります。

収入でございます。

1款資本的収入1項1目企業債であります。鶴巢落合線配水管強化工事及び簡易水道根古・若畑浄水場の整備に係る企業債借入予定額であります。

2目出資金につきましては上水道の広域化事業及び簡易水道事業につきましの水道事業会計への出資金であります。

支出でございます。

1款1項建設改良費1目配水管布設事業費につきましては、漏水事故等の未然防止と管網構築の観点から計画的に配水管の布設工事を実施するものであります。予定箇所につきましては吉岡の天皇寺、吉田の峰地区、宮床の松倉地区、小野の白久保地区などを予定してございます。

2目水道施設更新事業につきましては、施設が大分年数が経過しているというふうなことがあるものですから鶴巢南、吉田の西部、松坂、宮床2号のポンプ施設の更新並びに松坂、宮床配水池の屋根の防食工事及びテレメーター等の改修工事費の計上でございます。

3目鶴巢落合線配水管強化事業費につきましては平成21年度より5カ年の計画で鶴巢、落合の幹線配水管を布設するものでございまして、給水の安定化を図るものでございます。歩年度は吉岡東地内の配水管布設工事を

予定しております。人件費及び管工事費の計上をいたしてございます。全体の区間につきましては国道4号線の手前の部分から舞野の黒川高等学校東側の県道のコンビニエンスストアのところの交差点、その箇所までの総延長1,800メートル、総事業費を3億3,000万の予定で計画しているものでございます。

267ページの4目簡易水道事業費の管工事費につきましては漏水対策としての金取南、金取北、升沢地区の配水管布設がえ工事及び根古・若畑簡易水道の浄水施設の整備費の計上でございます。

5目老朽管対策事業につきましては配水管布設がえ工事及び過年度工事区域の舗装復旧工事費の計上でございます。

6目営業設備費の量水器費につきましては新設する水道メーター設置費でございます。

次に2項1目企業債償還金につきましては借入元金の支払予定額を計上いたしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これで説明を終わります。

日程第14「予算特別委員会の設置について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第14、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。議案第19号から議案第30号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ声あり

異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第30号までの各種会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会に付託の上審査することに決定しました。

ただいま予算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後 1時40分 休 憩

午後 1時41分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。委員長に上田早夫議員、副委員長に大友勝衛議員が選任されました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ声あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

午後1時41分 延 会